



申3号

内房線 上総湊～竹岡駅間で発生した感電死亡事故に関する申し入れ団体交渉を行う！①

9月25日開催

1. 2023年6月16日、内房線 上総湊～竹岡駅間において発生した、感電死亡事故に至る経過や発生させてしまった背後要因を明らかにし、原因を究明すること。

議論の特徴点

組合 | 会社

《 事故当日の状況について 》

- ・停電は、き電、信号高圧ともにシステムにより自動制御されており、き電は停電となったが、信号高圧はしゃ断器が開放にならず、加圧状態であった。
- ・検電(S相のみ)を行い、検電器の鳴動がないことを確認した。検電器のタイプは音響式だった。
- ・SCADAシステムで、条件不一致にも関わらず停電許可書を発行、作業着手を受付けた。同種事象へのリスクへの想定はしていなかった。
- ・B点呼の前でも線路閉鎖を着手していることもある。
- ・事故発生から、3:57まで送電を継続しているが、事故発生時の現状を保存するために送電を継続した。他の競合作業は無かったので安全面では問題なかった。
- ・変電所の保護リレー動作は無かったため指令では分からなかった。
- ・電力指令の体制に問題はなかった。事故時は休憩中の2名を呼び出し4名体制で対応を行っている。

保安打ち合わせの中身を理解していない若手が多い。停電・線閉時間確認だけを行っている。作業を指摘できる社員がどれだけいるのか。	若手については7年育成プラン等で教育は行っているが、これだけに特化した教育等は特別行っていない。
請負会社の安全意識と経営体質が収益重視になっているのではないのか。	他業種などで安全軽視の考えがあるのは事実。安全に対して作業員の意識が変わらなければならない。
作業時間が確保されない為、停電確認を省略するのではないのか。	今までも間合い拡大は行っている。
高圧配電線の確実な検電・接地が行えるような接地ホルダーや変電所内の接地断路器の設備を整備すること。	今後設備の改修を行っていく。ただし変電所の接地断路器については労働安全衛生規則の縛りがある。

責任施行においても、安全に関してはJRが責任をもって指導することを確認

現時点においても原因が判明していない点

- 検電器は正常に動作していたのか
- しゃ断器が開放にならなかった原因である、一時的な状態変化(信号に関するノイズ)は、なぜ起きたのか
- B点呼は実施されていたのか
- 信号高圧の検電はどの箇所で行われていたのか
- 検電・接地取り付けはどのように行っていたのか

今交渉において、明らかにされなかった点については、引き続き、原因究明を求めていきます！

②へ続く